

【入院・入所中や認定申請中の取り扱い】

下記に該当する方が介護保険法に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修費が支給されない場合があります。

(1) 入院中または施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には、退院・施設退所して（在宅に戻って）改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

退院しないこととなった場合は、全額自己負担となります。

(2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護認定を受けている方です。

認定申請中に住宅改修はできますが、認定結果が非該当（自立）の場合は、全額自己負担となります。

【介護保険の住宅改修における事前承諾】

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被 保 険 者 名		被保険者No.																	
-----------	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) (2) どちらかあてはまる項目に ○ をして必要項目をご記入下さい。

(1)	入院・入所中の場合	退院・退所予定日 (年 月 日)
	入院・入所施設名	
(2)	認 定 申 請 中	申 請 日 (年 月 日)

支給申請時にご記入下さい	退院・退所日	年 月 日	
	要介護認定日	年 月 日	要介護度 ()

※コピーをお渡ししますので、上記欄を記入のうえ「支給申請書」提出時に添付してください。